

入札説明書

総合評価方式(特別簡易型)

本説明書は令和8年9月16日入札公告を行った下記2の工事の総合評価方式に関する補足的事項を記載したものである。

令和8年9月16日

島根県東部農林水産振興センター 所長 原 幸生

記

- 1 担当部局 島根県東部農林水産振興センター 水産部漁港課
〒690-0011 島根県松江市東津田町1741番地1 TEL0852-32-5705

2 入札に付する工事

工事名	大社漁港海岸 農山漁村地域整備交付金(海岸環境)工事 (2工区)その5
-----	-------------------------------------

3 総合評価方式の評価方法及びイメージ図(一般的事項)

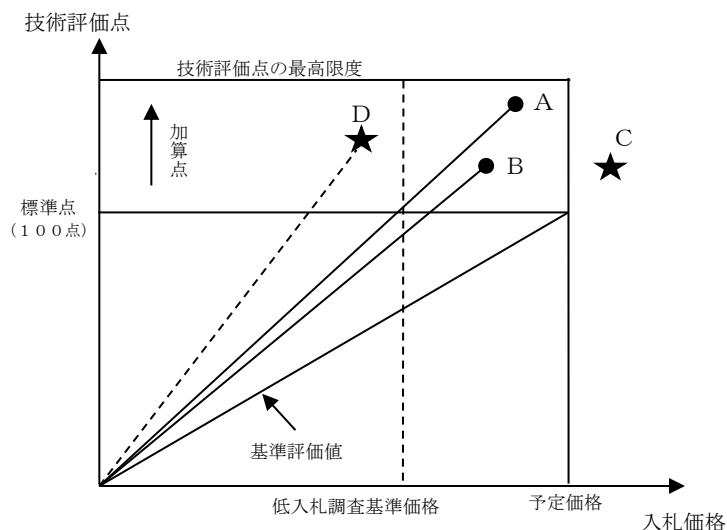
(1) 総合評価方式による入札参加者の順位付け

入札参加者それぞれに標準点(100点)を与え、それに評価項目ごとの加算点を加え、合計を「技術評価点」とする。

総合評価方式の評価は「技術評価点」を当該入札参加者の入札価格で除した(評価値)の大小をもって行う。

$$\begin{aligned}\text{技術評価点} &= \text{標準点(100点)} + \text{評価項目毎の加算点} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格}\end{aligned}$$

(2) 総合評価方式のイメージ



各社の評価値＝技術評価点／入札価格
評価値の大小(すなわち直線の傾き)で順位をつける。

A社はB社より入札価格は高いが技術評価点が高いことにより、価格のハンディを技術力で逆転する。
→ A社が落札者となる。
ただし、D社が低入札価格調査において適切とされた場合はD社が落札者となる。

C社は予定価格超過のため落札者とならない。

(1) 企業の評価

①企業の工事成績評定点

企業の工事成績評定点の平均点を評価する。

対象となる工事成績

完成年度	令和3年度から令和7年度（完成及び引き渡し完了）
発注機関	島根県（総務部、農林水産部、土木部）
工事種別	造園工事
建設工事の種類	造園工事

■評価基準

◆対象となる工事成績が2件以上の場合、表1により加算点を算定する。

◆対象となる工事成績が1件または無い場合、表2により加算点を算定する。

(表1)

評定点の平均点	80点以上	80点未満 73点以上	73点未満 70点以上	70点未満
加算点	5.0点	$\text{加算点} = 1.5 \text{点} + \{3.5 \times (\text{評定点の平均点} - 73.0) / 7\}$	1.0点	0点

※評定点の平均点は小数第2位を四捨五入、加算点は小数第2位を切り捨て

(表2)

評定点	80点以上	80点未満 73点以上	73点未満 70点以上	70点未満 又は実績無し
加算点	4.5点	$\text{加算点} = (\text{表1で計算した加算点}) \times 0.9$	0.9点	0点

※加算点は小数第2位を切り捨て

②企業の同種工事の施工実績

企業の同種工事の施工実績を評価する。

対象となる施工実績

対象期間	平成28年度から入札公告日前日まで
発注機関	島根県（総務部、農林水産部、土木部）
工事種別	造園工事
建設工事の種類	造園工事
工事内容の条件等	同種工事とは、元請または共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として施工した、1契約で2,000万円（税込）以上で植栽工（維持管理工事を除く）を含む完成及び引き渡し完了した工事をいう。 ただし、工事成績評定点が70点未満のものは実績として認めない。

■評価基準

- ◆対象となる施工実績が2回以上ある者は2点
- ◆対象となる施工実績が1回ある者は1点
- ◆対象となる施工実績がない者は0点

(2) 配置予定技術者の評価

(注1) 複数の配置予定技術者を候補者とした場合は、候補者のうち評価点合計の最も低い者で評価する。

(注2) 配置予定技術者は、主任技術者又は監理技術者とする。

① 配置予定技術者の資格

入札公告日前日時点で保有する1級又は2級造園施工管理技士の資格を評価する。

■評価基準

- ◆1級造園施工管理技術者の資格がある者は2点
- ◆2級造園施工管理技術者の資格がある者は1点
- ◆どちらの資格もない者は0点

② 配置予定技術者の同種工事の施工経験

配置予定技術者の同種工事の施工経験を評価する。

対象となる施工経験

完成年度	平成28年度から入札公告日前日まで
発注機関	島根県（総務部、農林水産部、土木部）
工事種別	造園工事
建設工事の種類	造園工事
工事内容の条件等	同種工事とは、監理技術者（監理技術者補佐を含む）、主任技術者、現場代理人または担当技術者（♣）として担当した、1契約で1,000万円（税込）以上で植栽工（維持管理工事を除く）を含む完成及び引き渡し完了した工事をいう。 ただし、植栽工着手から植栽工完了まで従事していなければ加点の対象として認めない。 また、工事成績評定点が70点未満の場合のものは施工経験として認めない。

担当技術者の評価

担当技術者としての施工経験については、上記同種工事の担当技術者としてコリンズ登録されているものに限り評価する。

- （♣）担当技術者とは、主任（監理）技術者でない技術者であり、従事した工事における工種、工法・型式（コリンズ登録体系によるもの）の工程の全期間において、主任（監理）技術者の指導監督の下で、施工管理（写真管理、品質管理、出来形管理、工程管理のいずれか）を担当する者とし、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

■ 評価基準

- ◆ 対象となる施工経験が2回以上ある者は2点
- ◆ 対象となる施工経験が1回ある者は1点
- ◆ 対象となる施工経験がない者は0点

③ 配置予定技術者の継続学習

令和2年度から入札公告日前日までに取得しているCPDSユニットを評価する。

■ 評価基準

- ◆ 100ユニット以上ある者は1点
- ◆ 30ユニット以上100ユニット未満の者は0.5点
- ◆ 30ユニット未満の者は0点

(3) 地域貢献・その他

① 家畜伝染病防疫協定の締結実績

令和6年度及び令和7年度の2年間において、島根県との家畜伝染病防疫協定※を連続で締結した実績を評価する。(協定を締結した団体の構成員はもとより、協定に参加している協力企業等も対象とする。ただし、評価の対象者は、団体が所管する地域内に建設業法に規定する営業所を有する者に限る。)

※「家畜伝染病発生時における防疫対策業務に関する協定」

■ 評価基準

- ◆ 締結実績がある者は1点
- ◆ 締結実績がない者は0点

② 県管理公共土木施設に関する維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績

令和6年度及び令和7年度の2年間における、県管理公共土木施設に関する維持管理業務(発注機関は問わない。島根県発注業務においては県が認めた下請け業務も含む。)または島根県発注の海岸漂着物の回収業務の契約実績(県が認めた下請け業務も含む。)とし、それぞれの年度で1回の契約期間が5ヶ月以上のものに限り評価する。

また、1回の契約期間が両年度にわたる場合は、契約期間の長い方の年度を評価する。ただし、1回の契約期間が1年5ヶ月以上の場合、両年度とも契約実績があるとして評価する。

なお、指定管理者制度によるものは評価の対象外とする。

■ 評価基準

- ◆ 両年度とも契約実績がある者は2点
- ◆ どちらかの年度に契約実績がある者は1点
- ◆ 契約実績がない者は0点

③ ボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績

令和6年度及び令和7年度の2年間において、島根県内でのボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績を評価する。

■評価基準

- ◆両年度とも参加実績がある者は1点
- ◆上記でない者は0点

- ・ ボランティア活動は客観的に認められるもの（例えば不特定多数の者が利用する公共・公益施設等における活動や県民・地域住民に対して行う活動、あるいは社会福祉施設等への活動）で、市町村の証明、新聞記事、社内報掲載記事（社外に公表しているもの）、自治会長等の証明など実績を証明できるものを添付すること。
- ・ ボランティア活動及びハートフルしまね活動のいずれも参加実績は、会社として年度間のべ人数が10名以上または従業員の半数（最低3名）以上が参加していること。従業員数は当該活動時点のものとする。

④ 労働福祉関連の状況

入札公告日前日における企業としての次のa、bに掲げる項目を評価する。

a 障がい者雇用の実態：下記のいずれかの実態がある場合

- ・ 法定雇用率を適用される者 …法定雇用障がい者数を超える雇用
- ・ 法定雇用率を適用されない者…1人以上の雇用

b 育児・介護休業に関する制度：下記のいずれかの実態がある場合

- ・ こっころカンパニー（しまね子育て応援企業）に認定されている。
認定状況を確認するため、「こっころカンパニー認定書」の写しを添付すること。
- ・ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（令和7年10月1日施行、以下「育児・介護休業法」という。）」で定める制度を超える内容を含む制度を規定している。

ただし、申請にあたっては、就業規則等のうち育児・介護休業法に係る部分を添付資料として提出すること。この際、法定の制度を超える箇所にアンダーライン明示すること。なお、明示が無い場合は、評価の対象としない。

上記就業規則等の内容を確認するため、必ず技術資料「育児・介護休業に関する制度 チェック表」を記入し、添付すること。

■評価基準

- ◆a bすべて該当する者は2点
- ◆a bのうち1つ該当する者は1点
- ◆上記でない者は0点

⑤若手技術者・若手従業員の新規雇用

令和6年4月1日以降に、若手技術者又は若手従業員を1人以上新規雇用していること。ただし、若手技術者及び若手従業員は入札に参加する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

【若手技術者】

新規雇用された日において、下記1)又は2)に該当する30歳未満の従業員

1) 次のいずれかを満たす者

- ・ 建設業法第7条第1項第2号イで定める学校の建設業法施行規則第1条に定める学科（国土交通省令で定める学科）を卒業した者等。なお、国土交通省令で定める学科に記載の、許可を受けようとする建設業欄の許可業種毎の区分はない。
- ・ 旧建設業法施行令（令和3年4月1日施行、建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年

政令第百七十四号)、以下「旧令」という。)第36条第1項第1号及び第2号並びに旧令第37条第2項第1号イ(1)及び(2)並びに第2号イ(1)で定める学校の施工技術検定規則第2条に定める学科を修めた者等。

2) 当該工事種別に該当する建設業法第7条第1項第2号ハに示す資格を有する者

○若手技術者の学歴等

大学 専修学校専門課程 (高度専門士)	短期大学 高等専門学校 専修学校専門課程 (専門士)	高等学校 中等教育学校 専修学校専門課程	職業能力開発大学校 職業能力開発短期大学校 職業能力開発校
指定学科又は指定学科に準ずると認められている学科			

具体的な学校・学科は、国土交通大臣の指定試験機関*として技術検定試験を行う下表の団体が示す「指定学科・学校等一覧表」を参照。

※国土交通大臣の指定試験機関

指定試験機関(問合せ・申込先)	検定種目
(一財)全国建設研修センター HP http://www.jctc.jp/	土木施工管理 (1級・2級*)
(一財)建設業振興基金 HP http://www.kensetsu-kikin.or.jp/	建築施工管理 (1級・2級*)
(一財)建設業振興基金 HP http://www.kensetsu-kikin.or.jp/	電気工事施工管理 (1級・2級)
(一財)全国建設研修センター HP http://www.jctc.jp/	管工事施工管理 (1級・2級)
(一財)全国建設研修センター HP http://www.jctc.jp/	造園施工管理 (1級・2級)
(一社)日本建設機械施工協会 HP https://jcmanet.or.jp/	建設機械施工 (1級・2級*)
(一財)全国建設研修センター HP http://www.jctc.jp/	電気通信工事施工管理 (1級・2級)

【若手従業員】

新規雇用された日において、30歳未満の従業員（若手技術者を除く）

■評価基準

- ◆若手技術者を1人以上新規雇用している場合は1点
- ◆若手従業員を1人以上新規雇用している場合は0.5点
- ◆上記でない場合は0点

※ 新規雇用された日及び直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料を提出すること。

※ 工事完了時に工事期間中雇用が継続されたことが証明できる資料を提出すること。

⑥建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用

当該工事において建設キャリアアップシステム(CCUS)を活用することを確約する場合に評価する。

なお、確約する場合は「建設キャリアアップシステム活用確約書」を提出すること。

■評価基準

- ◆建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を確約する者は1点

◆建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を確約しない者は0点

(4) 減点

① 低入札工事の工事成績が良好でない場合の減点

前年度から入札公告日前日までに完成した島根県発注の工事又は令和6-7年度に完成した国土交通省中国地方整備局発注の工事で、低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事の工事成績評定点が75点未満であれば、減点を行う。(工事成績評定点が70点未満の場合、入札に参加することができない。)

■減点基準

◆70点の者は－5点

◆75点の者は0点

◆中間の者は按分で点数を算出

【減点 = 5点 × (75－低入札工事の点数) ÷ (75－70)】

なお、対象工事が複数ある場合は、工事成績評定点が一番低い工事を減点対象工事とする。

『減点の計算事例』

A社の県発注工事(令和7年度から公告日前日)の低入札工事の工事評定点が72点と74点であれば、72点を採用して、

A社の減点 = 5点 × (75^点－72^点) ÷ (75^点－70^点) = 3.0点

(小数第2位四捨五入)

② 県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による減点

島根県発注の令和7年度に完成した公共工事において、県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による工事成績評定点の減点を受けたことがあれば、減点を行う。

■減点基準

◆県内下請の使用義務付け違反の場合は－1点

◆県内産資材の使用義務付け違反の場合は－1点

5 ペナルティ

① 若手技術者・若手従業員の新規雇用

受注者が申請した若手技術者・若手従業員の新規雇用について、受注者の責めに帰すべき事由により正当な理由なく工事期間中雇用を継続しなかった場合、ペナルティとして「若手技術者・若手従業員の新規雇用」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。

ただし、病気、死亡又は自己都合による退職等の特別な場合で、やむを得ないものとして承認された場合はこの限りではない。

② 建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用

受注者が建設キャリアアップシステム(CCUS)を活用※することを確約した場合において、正当な理由がなく活用を行わなかった場合、「建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績表定点の減点を行う。

※活用とは、建設現場にカードリーダーを設置するなどして、技能労働者の就業履歴を蓄積することをいう。蓄積する技能労働者の範囲は問わない。

6 技術資料の審査の統一事項

技術資料の審査が公平かつ迅速に行えるよう「総合評価方式(建設工事)技術資料の審

査の統一事項」及び「同統一事項（具体事例）」を定め、下記に掲載しているので参考にする
こと。

島根県ホームページ

トップ ＞ 環境・県土づくり ＞ 技術管理 ＞ 技術管理情報 ＞ 総合評価方式
＞建設工事総合評価方式、業務委託総合評価・プロポーザル方式

【総合評価方式(建設工事)技術資料の審査の統一事項】

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sougouhyouka/